

○ 介護療養施設サービス
 イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注							注	注	注
			夜勤を行う職員 の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の 数が入院患者 の定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合 又は	介護支援専 門員の員数 が基準に満 たない場合 又は	看護師が基 準に定めら れた看護職 員の員数に 20/100を乗 じて得た数未 満の場合 又は	僻地の医師 確保計画を 届出たもの で、医師の 数が基準に 定められた医 師の員数に 60/100を乗 じて得た数未 満である場 合 又は	僻地の医師 確保計画を 届出たもの 以外で、医 師の数が基 準に定めら れた医師の員 数に60/100 を乗じて得た 数未満であ る場合 又は	施設基準の 区分による 療養環境減 算	医師の配置 について医 療法施行規 則第49条の 規定が適用 されている場 合	夜勤を行う職員 の勤務条件 の基準の区分 による加算
(1)療養型介護療養施設サービス費	(一)療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護1(000単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×70/100	-12単位	×90/100	×90/100	療養病床療養環境減算(Ⅰ) -15単位 療養病床療養環境減算(Ⅱ) -75単位 療養病床療養環境減算(Ⅲ) -105単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位 夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位 夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護2(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護3(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護4(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護5(000単位)									
	(二)療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	看護<6.1> 介護<5.1>	要介護1(000単位)									
		看護<6.1> 介護<5.1>	要介護2(000単位)									
		看護<6.1> 介護<5.1>	要介護3(000単位)									
	(三)療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	看護<6.1> 介護<6.1>	要介護1(000単位)									
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護2(000単位)									
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護3(000単位)									
		看護<6.1> 介護<6.1>	要介護4(000単位)									
(2)小規模生活単位型療養型介護療養施設サービス費	(一)小規模生活単位型療養型介護療養施設サービス費(ユニットケア型個室)	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護1(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護2(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護3(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護4(000単位)									
		看護<6.1> 介護<4.1>	要介護5(000単位)									
(二)小規模生活単位型療養型介護療養施設サービス費(ユニットケア型個室)	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護1(000単位)										
	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護2(000単位)										
	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護3(000単位)										
	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護4(000単位)										
	看護<6.1> 介護<4.1>	要介護5(000単位)										

注 栄養管理の評価																
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定															
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定															
(2) 初期加算 (1日につき +30単位)																
(3) 退院時指導等加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 退院時指導等加算</td> <td>a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>b 退院時指導加算 (400単位)</td> <td>注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>c 退院時情報提供加算 (500単位)</td> <td>注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>d 退院前連携加算 (500単位)</td> <td>注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)</td> <td></td> </tr> </table>	(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)			b 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合		c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合		d 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	
(一) 退院時指導等加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)															
	b 退院時指導加算 (400単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合														
	c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合														
	d 退院前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合														
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)															
(4) 特定診療費																